

EUにおける利子課税強化について

1 EU利子課税指令とは何か

EUは、域内の税制の調和を図る検討を継続し、過去には法人税の域内統一を扱ったルディンク報告書（1992年）等を作成・公表している。源泉税に関する域内統一も課題の一つであろうが、1989年に税率15%の源泉税案、1998年に税率20%又は情報提供という案が過去に陽の目を見なかったこともあり、未だに加盟各国の足並みは揃っていない。このような状況下において、欧州委員会は、2003年6月に利子課税指令（Savings Tax Directive）を採択し、2005年7月からの施行としたのである。

この利子課税指令は、例えば、EU加盟国のA国居住者が、他のEU加盟国のB国に預金を持ち利子所得を得ていたとする。A国居住者は、国外源泉所得もA国において申告義務があるが、この者はB国源泉の利子所得をA国において申告納税していれば問題ないが、そうでない場合も多く、多くのEU加盟国では、その国の居住者が自国以外の国にオフショア資産を有しているのが現状のようである。

EUは、EU域内における資本移動の歪みを回避し、利子所得の効率的課税を行うため利子所得に関して域内各国間において情報交換を行うことにした。それが、利子課税指令である（実際の適用は、当該指令により加盟各国が国内法を当該指令のとおり改正して、その国内法が適用となる。）。その結果、上記の例を利用すると、非居住者であるA国居住者の利子所得が

生じたB国は、A国課税当局に対して、当該居住者の利子所得の情報を提供することになる。なお、このような場合、B国においても利子所得に対して非居住者課税があったとしても、A国の居住者課税の税負担の方が大きいということであろう。

2 適用対象者と適用地域

適用対象者は、EU加盟国居住者である個人で、利子支払国以外のEU加盟国居住者である。

適用対象となる地域は、EU加盟国は当然としても、それ以外に、EU周辺の非加盟国及びEU加盟国の植民地等が適用地域となる。しかし、EU加盟国以外の国等には、利子課税指令を強制できないことから、EUは、これらの国等とは協定を締結している。

2005年7月に、EUは、アンドラ、リヒテンシュタイン、サンマリノ、モナコ、スイスと利子課税条約（Savings Taxation Agreements）を締結した。スイスを除く4か国は、OECDが「有害な税競争」のプロジェクトにおいてタックスヘイブン・リストに公表した国々である。スイスは、著名な金融王国である。

さらに、個々のEU加盟国は、10の英国とオランダの植民地等（アンギラ、アルバ、英領バージン諸島、ケイマン諸島、ガンジー、マン島、ジャージー、モントセラット；オランダ領アンチル、タークスケイコクス諸島）と利子課税条約を締結した。これらの10の国又は地域は、OECDが「有害な税競争」のプロジェクトに

Topics of International Taxation

においてタックスヘイブン・リストに公表した国々である。

3 銀行の秘密保護を維持した国々

利子課税指令は、基本的に利子所得者に関する情報の交換であるが、この情報交換に代えて源泉徴収の選択も認めている。この処置は、銀行情報を提供することを拒否する国々への対応策である。ベルギー、ルクセンブルグ、オーストリアは、情報提供に代えて、源泉徴収を行っている。2005年7月1日から2008年6月30日までの最初の3年間は15%、次の3年間は20%、その後は35%を徴収する。そして、徴収した税額の75%は利子所得者の居住地国に納付し、残りの25%を徴収費用とするものである。

したがって、銀行情報の交換を避けたいスイスは、この源泉徴収の方法を選択したのである。

4 資金の行き先

EU居住者の資金は、利子所得課税の軽減を求めて、居住者である自国から源泉課税の低い他のEU加盟国へと移動したが、利子課税指令により本国の課税当局に海外の利子所得を把握されることになった。そこで、EUに加盟していないスイス等の国々に移動したとしても、EUと利子課税条約を締結している国々は、情報交換又は源泉徴収を行うことから、さらに次の移転先を必要としたのである。

そこで、ある意味、漁夫の利を占めた国々がある。今回の利子課税指令の枠外にいてその影響を受けなかった国々である。具体的には、香港、シンガポール、バーレーン、ドバイ、カナダ等の国々である（日本経済新聞2006年9月15日の記事より）。問題は、EUとの利子課税条約により、スイス等の5つの条約締約国は、源

泉徴収として、retention taxを課税する。そして、英領バージン諸島、ガンジー、マン島、ジャージー、オランダ領アンチル、タークスケイコクス諸島の6か国等は利子所得に対する源泉徴収を行う。源泉徴収を行わないアンギラ、アルバ、ケイマン諸島、モントセラットの4か国等は自動的な情報交換を行う。

このような状況下で、課税の軽減を求める資金は、利子課税指令が及ばない国等に移動するのはある意味当然といえる。そこで、EUは、香港、シンガポールに対して預金情報の開示を求めたのである。基本的に租税条約の適用のない香港の場合を除いて、シンガポールは、主要なEU加盟国とは租税条約を締結しているが、シンガポールは、非居住者口座に関する守秘義務を盾として、EUの情報公開に難色を示しているようである。

今後の動向は不透明であるが、今回の利子課税指令及び利子課税条約の適用により、欧州に所在するタックスヘイブンと英領及びオランダ領のタックスヘイブン等は、その適用下に入ったといえよう。したがって、その適用を受けない国又は地域は、適用下の国等からの金融資産の流入を受けることになり、その優位性を容易に手放すことはしないのではないと思われる。

(参考資料：http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/personal_tax/savings_tax/index_en.htm)

中央大学商学部教授

矢内 一好